

鹿屋市告示第 127 号

かのや生活応援券事業実施要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 3 月 19 日 決 裁

かのや生活応援券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かのや生活応援券（以下「応援券」という。）を交付することにより、食料品等の物価高騰の影響を受けている住民の家計負担を軽減するとともに、地域における消費を喚起し、地元事業者を応援することによる地域経済の一層の振興を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 応援券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (2) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った応援券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(応援券の交付等)

第3条 市長は、令和8年4月10日において鹿屋市の住民基本台帳に記録されている者（以下「交付対象者」という。）に応援券を交付する。

2 応援券の交付額は、交付対象者1人につき15,000円とする。

3 応援券1枚当たりの券面記載の金額は、1,000円とし、15枚を1組として交付する。

4 応援券は、交付対象者が属する世帯の世帯主に当該世帯の交付対象者全員に係る分を一括して交付するものとする。ただし、配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者やその同伴者等の交付対象者であって、市長が特に必要と認めるときは、当該交付対象者が属する世帯とは別に商品券を交付することができるものとする。

5 宛先不明等により応援券が市に返戻されたときは、次条に掲げる使用期間内は当該商品券を市が保管し、使用期限を過ぎたときにこれを処分する。

(応援券の使用範囲等)

第4条 応援券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 応援券の使用期間は、令和8年7月1日から令和8年9月30日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された応援券の券面記載の金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金額の支払は行われないものとする。
- 4 応援券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 応援券は、発行された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 応援券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産又は金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課
（特定事業者の登録等）

第5条 市長は、別に作成する募集要領を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

（特定事業者の責務）

第6条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において応援券の受取を拒んではならないこと。
 - (2) 応援券の転売、譲渡及び換金を行ってはならないこと。
 - (3) 市と適切な連携体制を構築すること。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、前条の募集要領に定める事項
- 2 市長は、特定事業者が前項の規定に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（応援券の換金手続）

第7条 市長は、特定取引において応援券が使用された場合は、当該特定事業者に対し、その券面記載の金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特定事業者は、市長が別に指定する方法により、請求書

に令和8年9月30日までの特定取引において受け取った応援券を添えて、券面記載の金額での換金を申し出なければならない。

3 応援券の換金の方法は、特定事業者の預金口座への振込の方法によるものとし、口座振替は、特定事業者から請求のあった券面記載の金額を振り替えるものとする。

4 特定事業者は、市長に対し、令和8年10月30日までに応援券の換金を申し出なければならない。

(応援券に関する周知等)

第8条 市長は、応援券事業の実施に当たり、対象者の要件、応援券の使用期間等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月19日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。